

平成21年8月28日

小金井市長

稲葉孝彦様

小金井市市民参加推進会議

委員長 坪郷 實

市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言

市民参加条例第20条第1項の規定に基づき、下記の事項について別紙のとおり提言いたします。

記

小金井市市民参加条例の一部を改正する条例（平成21年条例第12号）
付則第2項について

(別紙)

小金井市市民参加条例の一部を改正する条例（平成21年条例第12号）
付則第2項について

1 経過

第3期市民参加推進会議は平成21年5月22日に発足し、同日市長から標記の件について小金井市市民参加条例（以下「条例」という。）第20条の規定による提言を求めるとの諮問を受けた。5月22日及び7月17日の2回にわたり審議した。

2 提言

- (1) 小金井市の市民投票制度は、平成16年4月1日施行の条例第16条で「市は、別に条例で定めるところにより、市政に関する市民投票を行うことができる」と規定し、市民投票制度が市民参加の方法に含まれるとして市民投票の条文を盛り込んだもので、同条例の策定過程からも常設型市民投票制度か個別型市民投票制度かを含め市民投票制度のあり方は今後の課題としていたものと推量する。
- (2) 平成19年1月発足の第2期市民参加推進会議においても市民投票について、平成19年10月30日開催の第13回推進会議から平成20年11月11日開催の第17回推進会議まで4度の審議を行い、「第6章の市民投票の趣旨のとおり現状のままでいく。」との結論であった。
- (3) しかしながら、今回、平成21年3月14日の小金井市議会臨時会において全会一致で条例の一部改正が行われ常設型市民投票制度の一部が条例化された。
議会の権能としての条例制定権に基づく条例改正であり、全会一致という結果から、議会の意思として常設型市民投票制度の導入は重く受け止めなければいけないものと認識している。
- (4) 市民参加推進会議は、市民参加条例の適正な運用状況を審議するために設置された附属機関であり、常設型市民投票制度の研究・検討、条例化を行う機関としては、時間的、予算的な課題等々から判断し、その任を受け持つことは困難である。
- (5) よって、市民参加推進会議は、市長に対し、小金井市市民参加条例の一部を改正する条例（平成21年条例第12号）付則第2項の規定を受け、常設型市民投票制度を含む新たな市民投票制度検討のための附属機関等を立ち上げて議論を行い、必要な措置を講ずることを提言する。

3 市民参加推進会議での主な意見（参考）

- (1) 市民参加推進会議で真剣に討議していることと関係なく議員の方々の発議で条例の一部改正が成立してしまうことは、推進会議の軽さ、無視を強く感じる。
- (2) 付則第2項は、そもそも常設型市民投票制度を含意しており、常設型をどう実現するかの枠内に議論が限定されている。今回の規定で十分にいろいろなことがカバーできているとは思えないので、別のものを作るほかない。
- (3) 過渡期の不完全な条例であるが議員全員で決めたわけだから市民投票条例はあったほうが良いという結論に達していると思う。これはある意味でいうと市民の意向だと思う。常設型か自治基本条例の中に組み込むか等は、審議会を作って検討すれ

ばよい。

- (4) 市民参加条例に基づき様々な手続を踏んで条例改正は行われるべきである。
- (5) 市民投票、市民参加は民主的でいいと思うが、情報があまり提供されない中でやると様々な問題が起きてくると思う。専門家を招いてそのことに対して何か解決に向けて検討するとよい。